

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望

平成 27 年 10 月 8 日
宿題返し資料

(地方税) No.4 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係
る債務免除益の非課税措置の創設

【目次】

1. 財務省のヒアリング概要	1
----------------	---

厚生労働省医政局地域医療計画課

財務省税制第一課とのヒアリング概要

(地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益 の非課税措置の創設)

日時： 平成27年9月11日（金）11時～12時

場所： 財務省B東57A会議室

○ 税制措置要望について

- ・税制措置要望の範囲として、医師以外の医療従事者を考えているのか。
 - 医師以外については、運用で対応できていると考えられ、税制改正要望を考えていない旨、回答。
- ・高所得である医師すべてに適用するつもりなのか。
 - どんな医師でも非課税というわけでなく、地方に一定の期間勤務するという条件が大切になり、地域に居続けてもらうという政策効果が税制により減少してしまうことが問題意識である旨、回答。

○ 他の政策との関係について

- ・医師の人材確保対策として今まで、または現在取り組んでいる政策には何があるのか。
 - 地域医療支援センターの運営や医学部地域推進枠について説明。
全体の政策の中で、当該税制改正の位置づけを明確化すべきという指摘を踏まえ、現在作業中。

○ 非課税の範囲について

- ・課税の範囲について、政策的な位置づけや非課税となる地域、金額の制限等を考慮するよう指摘を踏まえ、現在作業中。

○ 看護師等、他の文書回答事例について

- ・国税庁の解釈に関して、医師と看護師では受け取る修学資金の金額が大きく異なるため、一概に比較できないこと、医師に限って非課税措置を行う場合には政策税制として行うべきである旨の指摘を受けた。

○ 税制措置以外の方法について

- ・債務免除を分割で行う等、非課税措置以外の手段で税負担を軽減することができるのではないか。
→ 自治体の判断によるため、どこまで徹底できるか不明である旨、回答。

(以上)